

# 令和元年度

## 第12回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月6日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

### 農地利用最適化推進委員

永野次郎委員

近藤正敏委員

岩坂信也委員

岩永澄雄委員

板井伸博委員

### 事務局職員

4名

事務局長

佐々木 真治

事務局次長

黒田 敏信

主 幹

伊藤 康輔

香々地分室長

大力 雅昭

### 会議に付した事件

- 議案第79号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第80号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第81号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第82号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第83号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第84号 非農地証明願について
- 議案第85号 令和2年度農作業標準賃金について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について
- (3) 農業用施設の届出について
- (4) 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

第12回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願います。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和元年度第12回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、12番：友延委員及び13番：内田委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第79号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。皆さん、おはようございます。

議案第79号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。

申請番号88番、所在が■■■字■■■番地■■■外■■■筆で、地目が畑で、合計面積が4,359㎡、渡人が■■■の■■■氏の成年後見人、■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号89番、所在が■■■字■■■番地外■■■筆で、地目は田及び畑で、合計面積が26,984㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。渡人から見た受人は娘で親子関係にあり、現在、娘夫婦で農業を営んでいます。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要

	<p>件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、 ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませ んか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま した。</p> <p>次に、議案第 80 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を 行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請番号 4 番であります。申請地は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>番地<span style="background-color: black; color: black;">  </span>で、地目は 田で、面積が 293 m<sup>2</sup>で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は資材置 場であります。</p> <p>申請地は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から<span style="background-color: black; color: black;">  </span>へ約<span style="background-color: black; color: black;">  </span> km に位置し、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から<span style="background-color: black; color: black;">          </span> <span style="background-color: black; color: black;">          </span>に約<span style="background-color: black; color: black;">  </span> m 入り、そこから<span style="background-color: black; color: black;">          </span>へ約<span style="background-color: black; color: black;">  </span> km 入った農地 で、周囲は北側を<span style="background-color: black; color: black;">  </span>に、東側を<span style="background-color: black; color: black;">          </span>に、南側を<span style="background-color: black; color: black;">  </span>に、西側は<span style="background-color: black; color: black;">          </span>を挟んで<span style="background-color: black; color: black;">          </span> に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、現在、申請者は間伐材を加工し個人用の薪スト ープ用の薪置き場として利用しております。</p> <p>申請地は、建築物の施工ではないため、日照・通風に影響はないものと考 えられます。また、埋土等は行わず現状のまま整地を行っておりますので、土 砂等の流出の恐れはないものと考えられます。</p> <p>雨水排水については自然浸透のため、周囲の営農への影響はないものと判 断されます。</p> <p>資力・信用につきましては、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいま せん。</p> <p>農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義 務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用については、既に申請地は薪置き場として利用している ため、整地等に係る費用は発生しません。</p> <p>転用許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に 係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の</p>

	<p>目的を達成することができない場合」に該当します。</p> <p>尚、申請地は平成 11 年から薪置き場として活用しており、事前に転用申請が必要であったが、申請人はそのことを失念していたということでありま す。このことについて、申請者は深く反省しており、その旨の始末書が提出 されておりますことから、この案件につきましては、追認案件として提案す るものであります。以上であります。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題 はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります岩 永澄雄推進委員から意見をいただきたいと思ひます。</p>
岩永澄雄 推進委員	<p>農業委員会職員の方と現地を確認して問題ないと思ひれます。以上です。</p>
議 長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問 のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませ んか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま した。</p> <p>次に、議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請に ついて審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり 許可申請があつたので意見を求めます。</p> <p>申請番号 40 番、所在は■■■■字■■■■番地■■他■■筆で、地目が畑 で、合計面積が 1,102 m<sup>2</sup>で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■k m に位置する農地で、公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い 農地で、■■■■の■■■■の■■■■を出て■■■■■■■■■■に約 ■■m入り、そこから■■■■へ■■折し約■■m入つた農地で、周囲は北を■■■■ ■■■■に、東を■■■■に、西は■■■■を挟んで■■■■に、南側を■■■■及び■■■■に接してお ります。農地区分としては第 2 種農地に該当します。転用目的は太陽光発 電施設用地であります。</p> <p>転用者は■■■■■■■■■■で、今回、土地を取得し総面積 1,102 m<sup>2</sup>に太 陽光パネル■■■■枚、施設面積■■■■m<sup>2</sup>、総出力■■■■kwの太陽光発電施設とし</p>

て利用する計画です。

整地等につきましては、盛り土等を行わず現状土を整地しますので、土砂の流出等の恐れはありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にはネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透のほかオーバーフロー分については南側に自然浸透式の側溝を設置する予定です。

また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は 〇〇〇〇〇〇 円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の金融機関からの融資証明書が添付されております。

工事期間は、許可日から令和2年9月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号41番、所在は 〇〇 字 〇〇〇 番地 〇〇 で、地目が畑、面積が409㎡、転用目的は一般住宅用地であります。

申請地は市役所 〇〇 庁舎の 〇〇 約 〇〇 kmに位置する農地で、周辺は北を 〇〇 に、東を 〇〇 に、西は 〇〇 に、南は 〇〇 を挟んで 〇〇 に接しており、 〇〇 から 〇〇 に約 〇〇 m進んだ公共投資の行われていない農地であります。農地区分としては第3種農地、都市計画の用途地域区分としては第1種住居地域に該当します。

転用者は 〇〇〇〇〇〇 で、 〇〇 建て建築面積 〇〇〇〇 ㎡の個人用住宅を建築する計画であります。

整地については盛り土等を行わず現状土を整地しますので、土砂の流出や崩壊の恐れはなく、住宅については境界から距離をとって建築するため、日照及び通風など他の農地に影響を及ぼす恐れはないと考えられます。雨水排水については東側に排水側溝を設け、そこから南側市道に敷設されている側溝へ接続し放流する計画で、生活雑排水についても南側市道に敷設されている既設の公共下水道へ接続し放流する計画であります。

資力・信用については、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他の法令により義務づけられている行政庁との協議はありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築費の合計 〇〇〇〇〇〇 円を見込んで

しており、それを満たす金融機関からの残高証明書及び融資予定証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和2年8月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

続きまして、申請番号42番です。申請地は■■■■字■■■■番地で、地目は畑で、合計面積が810㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は駐車場用地であります。

申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置し、■■■■から■■■■に約■■■■km入り、そこから■■■■に約■■■■m入った農地で、周囲は北、東及び南側を■■■■に、西は■■■■に接しています。

利用計画についてですが、地縁団体である■■■■の集会所の駐車場として利用するため、今回申請地を譲り受け、駐車場用地として整備する計画であります。

盛り土等を行わず、現状土を整地し鉋砕を施す予定ですので、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。また、建築物ではないため、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については東側の既設側溝にて処理する計画です。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、整地費の■■■■円を見込んでおり、それを満たす額の金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和2年4月30日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

続きまして、申請番号43番です。申請地は、■■■■字■■■■番地■■■■、地目は田で、面積410㎡で、農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。

申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置し、■■■■から■■■■へ約■■■■m進んだ農地で、周囲は北及び東側を■■■■に、南側を■■■■及び■■■■に、西側は■■■■を挟んで■■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は■■■■で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積■■■■㎡の個人用の■■■■建住宅を建築する計画であります。

整地につきましては、埋土を行い造成し、周囲はブロック塀を施しますの

で、土砂等の流出はないものと考えられます。また、建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。

雨水排水については、西側市道に敷設されている側溝へ放流する計画であり、生活雑排水については、同じく西側市道に敷設されている公共下水道へ繋いで放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力、信用につきましては、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は 〇〇〇〇円を要し、それを満たす金融機関の融資予定証明書の添付があり、資力はあると判断できます。

工事期間は、許可後から令和2年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

続きまして、申請番号44番です。申請地は、〇〇〇字〇〇〇番地、面積は2,969㎡で、昭和55年土地改良法の換地処分が行われた第1種農地の畑で、転用目的は資材置き場です。

申請地は、市役所〇〇〇庁舎から〇〇〇へ約〇〇kmに位置し、〇〇〇から〇〇〇に約〇〇km進み、〇〇〇に〇〇m入り、そこから〇〇〇に約〇〇m入った農地で、周囲は北側を〇〇〇に、東は〇〇〇を挟んで〇〇〇に、西側を〇〇〇に、南側を〇〇〇に接しています。

利用計画については、申請人は隣接地で〇〇〇等の事業を営んでいる〇〇〇で、現在、〇〇〇の置き場が不足しているため、今回、申請地を譲り受け、資材置き場として整備する計画であります。

盛り土等を行わず、現状土を整地するため、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。また、建築物ではないため、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透にて処理する計画です。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と整地費で〇〇〇〇円を見込んでおり、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和2年4月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)で、「既存の施設の拡張にあつて、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の1/2を超えないもの」に該当します。以上でございます。

議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 40 番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。</p>
板井伸博 推進委員	<p>申請番号 40 番につきましては、去る 2 月 21 日に、事務局、友延委員、私とで現地確認を行いました。その結果、今、事務局からの報告のとおり、特に問題はないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 41 番及び申請番号 44 番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。</p>
近藤正敏 推進委員	<p>事務局の方で説明がありましたので、ここは [ ] になると 思います。村中です。転用について問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 42 番につきまして、岩坂信也推進委員からお願いします。</p>
岩坂信也 推進委員	<p>42 番につきましては、事務局の説明のとおりでございます。特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 43 番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>先月の 20 日、事務局と私と河野委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
5 番： 河野委員	<p>はい、河野委員。</p> <p>はい。あの一、大変すみません。質問というのではないんですけども、添付書類で [ ] を使ってここに参考資料があるんですけども、今までわりと気にしなかったんですけども、一番最後の 44 番の関連資料、私の地元なんですけども、この [ ] というのはかなり古いものを使っているんじゃないかと。ちょっと今、 [ ] もございませんし、この [ ] 自体がちょっと私的にはかなり違和感を覚えるんですけども、まあ、その辺、できれば最新の参考資料でございますので、何年前の資料を準備してもあまり位置的に理解しにくいとがありますので、分かる人は分かると思いたすけれども、できればその辺注意のほどよろしくお願いたしたいと思いたす。以上です。</p>



事務局	<p>私の方からご説明します。すみません、河野委員さんのおっしゃられたとおり、これが■■■■の地図の10年前くらいになります。これを、■■■■を買うにあたって、変な話、予算が必要でございますし、今おっしゃられたとおり、いつも最新という訳にはいかないんでしょうけども、やはり10年前の地図を使うのもやはりどうかと思っておりますので、来年度の予算要求の中で、新しい地図を買うように予算要求をしておりますので、これが通りましたら来年度から新しい地図になろうかと思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。</p>
議長	<p>はい。よろしいですか。</p>
5番：河野委員	<p>はい。</p>
議長	<p>私も現地を知っていますが、なかなか図面が一致しません。もっと広い感じがいたしました。今後、新たに購入する予定ということですので、ご容赦願いたいと思っております。</p> <p>他に、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第82号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の16ページです。</p>
事務局	<p>議案第82号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が16ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が51,346㎡、畑の面積が51,219㎡の合計面積が102,565㎡で、利用権を設定する農家数20戸、利用権の設定等を受ける農家数17戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積82,998㎡、使用貸借に係る面積19,567㎡です。</p> <p>詳細につきましては議案書7ページから記載しておりますのでご覧ください。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>はい。5番：河野委員。</p>
5番：	<p>大変すみません。あの一、ちょっと勉強不足でひとつ教えてほしいんです</p>

河野委員	けども、利権の 10 ページの申請番号 366 番ですけれども、賃借料がこの経常賦課金負担というのがちょっと今までなかったんで、これはどういうことですかね。ちょっと賃貸の中で経常賦課金負担というのをちょっと分かりやすく説明してほしいなと思います。以上です。
議 長	はい。事務局。
事務局	はい。私の方から。この■■■■の田んぼについては、並石土地改良区の経常賦課金というのが毎年請求を改良区からされていまして、賃借料代わりにこの田んぼにかかる賦課金を■■■■が負担するというものです。金額がちょっとその金額を書けばいいんですけども。ということです。
議 長	まあ、こういう事例が多いんですね。分かりましたか。
5 番： 河野委員	はい。
議 長	他にございませんか。
	(ありませんの声)
議 長	無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	次に、議案第 83 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 83 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 12 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。 最初に別紙の農用地貸付調書の 1 ページで借受者■■■■氏に 1 件の面積が 1,788 m <sup>2</sup> 、2 ページで■■■■氏に 2 件で合計面積 2,552 m <sup>2</sup> 、3 ページ

<p>議 長</p>	<p>で■■■■氏に2件の合計面積4,323㎡、4ページで■■■■氏に3件の合計面積3,732㎡、5ページで■■■■氏に2件で合計面積が15,548㎡、6ページで■■■■氏に■■■■地区の4件で合計面積が8,006㎡、7ページで同じく■■■■氏に■■■■地区の2件の合計面積2,133㎡の貸付がしめされております。以上であります。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第84号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議案第84号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。18ページからをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号26番、所在が■■■字■■■■番地で、地目は畑で、面積は1,199㎡で、申請人は■■■の■■■さんです。申請事由ですが、平成元年頃耕作できなくなり、その後、山林化してしまったということであり、今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであり、地元推進委員の近藤委員と2月20日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります近藤正敏推進委員から意見をいただきたいと思えます。</p>
<p>近藤正敏 推進委員</p>	<p>ただ今、事務局の方から説明がありましたとおりで問題ありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>

議 長	<p>(ありませんの声)</p> <p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 85 号、令和 2 年度農作業標準賃金についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>はい。議案第 85 号、令和 2 年度農作業標準賃金を定めたいので、意見を求めます。本案件につきましては、農地法第 52 条「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、貸借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と定められていることから行っているものです。</p> <p>別紙の令和 2 年度農作業標準賃金（案）をご覧ください。作業料金の豊後高田市の欄をご覧ください。据置きや前年と比べ高くなっている箇所もありますが、これは、近隣の市の状況やガソリン価格の高騰、大分県の最低賃金が改定されたことなどの要因を勘案し算定したものであります。以上であります。</p>
議 長	<p>ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、原案のとおり決定することに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>だいたいは、据置いたものが多いわけですけども…。</p>
6 番： 野間委員	<p>あの一、軽作業は大分県の最低賃金かけ 8 時間ですか。</p>
事務局	<p>そうですね。で、100 円単位で丸めたんで、まあ実際に最低賃金で 8 時間を掛けると 6,320 円という事なんですけども、また、来年度 10 月にまた改定があるのを考えると、その 6,320 円をそのまま用いるとまた最低賃金を下回ると考えられるので、6,400 円とさせていただいています。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>

議 長	<p>(ありませんの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり決定することに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（１）、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項（１）、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。20 ページからになります。</p> <p>この案件につきましては届け出番号 19 番から 29 番までの計 11 件の合意解約の届け出がありました。いずれも借人である [ ] が、オペレーター不足により事業を縮小するため合意解約に至ったものです。なお、この合意解約分については、場所を確認した上で情報をとりまとめたものを後日、担当地区の委員さんにお知らせいたしますのでよろしくお願いします。以上でございます</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、次に、報告事項（２）、農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。報告事項（２）、農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。23 ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、有限会社 [ ] であります。内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりで、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上であります。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、次に、報告事項（３）、農業用施設の届出について、事務局から報告します。</p>

事務局	<p>はい。それでは、報告事項（3）、農業用施設の届け出がありましたのでご報告いたします。24 ページをご覧ください。</p> <p>番号が3番の所有者が■■■■の■■■■さんで、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で、地目が畑で、面積が1,097 m<sup>2</sup>で、うち185.48 m<sup>2</sup>を利用し、施設面積が■■■■m<sup>2</sup>の農機具収納用の農業用倉庫を建築する予定で、工期は令和2年2月10日から同年8月末日であります。以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、次に、報告事項（4）、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（4）、農地法52条に基づく賃借料情報について、平成31年1月から令和元年12月末までに締結された賃貸借における10aあたりの賃借料標準について、次のとおり報告します。25ページになります。</p> <p>全域での田の部、基盤整備地域が平均額9,100円、最高額が13,500円、最低額が6,750円、未整備地域で平均額7,300円、最高額が13,500円、最低額が6,000円であります。</p> <p>畑の部、干拓地域が平均額20,500円、最高額が25,000円で、最低額が19,985円となっています。</p> <p>なお本案件につきましては、あくまで実績に基づいて統計として情報を提供するものでございます。今回の賃借料情報は、真玉・香々地地区の賃貸借件数が少なく、統計として整理できなかったため、地区ごとの情報ではなく市全体としてまとめたものでありますのでご了承願います。報告事項は以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第12回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前10時46分 令和2年3月6日</p>